

令和6年度決算

長浜市財政白書

令和8年3月

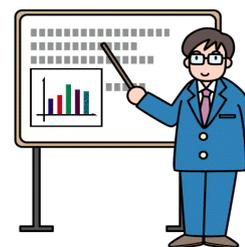
総務部財政課

はじめに

長浜市における今後の財政運営の課題は、人口減少と少子高齢化が加速する中、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、安定的な財政運営が維持できる財政構造の確立と、公共施設等の更新や長寿命化に向けた財源確保であり、これらの課題に対応する「将来に過大な負担を残さない」取組が必要となります。

また、財政状況については、市民の皆さんと共有していくことが必要です。令和6年度の決算状況について、市民の皆さんにお知らせするため「長浜市財政白書」を作成しました。

この財政白書により、市民の皆さんの本市行財政運営に対するより一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。



<目次>

I 令和6年度決算の概要		V 債務負担行為額の状況	
1 財政白書とは	P 1	1 債務負担行為額	P 1 3
2 会計の決算統計上の分類	P 1	2 県内他市との比較（債務負担行為額）	P 1 3
3 長浜市の決算状況	P 1		
II 歳入の状況		VI 基金の状況	
1 歳入の構造	P 2	1 基金残高	P 1 4
2 市税	P 4	2 県内他市との比較（基金残高）	P 1 4
3 県内他市との比較（市税収入額）	P 4		
4 地方交付税	P 5	VII 主な財政指数	
5 県内他市との比較（地方交付税）	P 5	1 経常収支比率	P 1 5
III 歳出の状況		2 県内他市との比較（経常収支比率）	P 1 5
1 目的別経費	P 6	3 財政力指数	P 1 5
2 性質別経費	P 7	4 県内他市との比較（財政力指数）	P 1 5
3 人件費	P 9		
4 県内他市との比較（人件費）	P 9	VIII 健全化判断比率・資金不足比率	
5 投資的経費	P 1 0	1 地方公共団体財政健全化法	P 1 6
6 県内他市との比較（投資的経費）	P 1 0	2 対象とする範囲	P 1 6
7 公債費	P 1 1	3 実質赤字比率	P 1 7
8 県内他市との比較（公債費）	P 1 1	4 連結実質赤字比率	P 1 7
IV 市債の状況		5 実質公債費比率	P 1 7
1 市債残高	P 1 2	6 将来負担比率	P 1 8
2 県内他市との比較（市債残高）	P 1 2	7 資金不足比率	P 1 8

* この財政白書では、市民一人あたりの分析には、平成25年度以前は3月31日現在、平成26年度以降は1月1日現在の住民基本台帳人口を用いています（※国の調査期日等の変更にあわせて、平成26年度から時点を変更しました）。

* 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所があります。

I 令和6年度決算の概要

1 財政白書とは

○財政白書は、長浜市の財政状況をわかりやすく紹介した資料で、長浜市の家計簿の役割を果たしています。

決算はいわば「まちの家計簿」、やりくりの結果です。市民の皆さんからの税金や国・県からの補助金などがどれくらい入り、どのような目的で使われたかを広く知っていただくとともに、時代のニーズに対応した柔軟で効率の良い行財政システムを構築するための議論の資料として、この財政白書を作成しました。

2 会計の決算統計上の分類

○地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されていますが、全国的に使われている共通ルールでは、普通会計と公営事業会計とに区分して整理します。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されています。しかし、地方公共団体は、独自の判断で条例によって特別会計を設置することができることから、一般会計で経理する事務事業の範囲が一律ではありません。このため、経理する事務事業の範囲を一致させて、比較できるようにした統計上の会計区分が普通会計と公営事業会計です。

一般行政部門の会計は普通会計として整理されていることから、本紙では普通会計を中心として、令和6年度の決算状況を紹介していきます。

一般会計	普通会計
特別会計	公営事業会計
	国民健康保険会計
	後期高齢者医療保険会計 介護保険会計 等
	公営企業会計 (病院・下水道等)

3 長浜市の決算状況

○長浜市の令和6年度普通会計の決算は、歳入が643.3億円、歳出が626.1億円で、実質収支は10.4億円の黒字となりました。

令和6年度普通会計の決算は、歳入が643.3億円で前年度比5.9%の増、歳出が626.1億円で前年度比5.9%の増でした。歳入と歳出の差額から、翌年度へ繰り越した事業の財源を除いた実質収支は、10.4億円の黒字となりました。

(単位：百万円)

区分	長浜	大津	彦根	近江八幡	草津	守山	栗東
歳入決算額	64,333	149,320	54,920	52,413	64,614	38,007	30,540
歳出決算額	62,606	146,271	52,397	51,316	64,069	37,108	29,618
歳入歳出差引額	1,727	3,049	2,523	1,097	544	899	922
翌年度繰越財源	686	254	103	492	79	268	85
実質収支	1,041	2,795	2,420	605	465	631	837

(単位：円)

市民1人当たり歳出額	557,522	425,701	472,561	626,252	455,960	432,088	420,635
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位：百万円)

区分	甲賀	野洲	湖南	高島	東近江	米原
歳入決算額	51,006	27,321	25,755	35,804	59,348	27,320
歳出決算額	49,163	26,607	25,031	34,568	57,375	26,352
歳入歳出差引額	1,842	714	724	1,236	1,973	968
翌年度繰越財源	288	87	64	44	403	266
実質収支	1,554	627	660	1,192	1,570	702

(単位：円)

市民1人当たり歳出額	560,402	525,763	462,977	764,953	515,271	713,603
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

Ⅱ 歳入の状況

1 歳入の構造

○市税収入が地方交付税を下回りました。
○自主財源比率は38.2%で前年度比2.2ポイントの減となっています。

長浜市の令和6年度歳入決算額は643.3億円で、構成割合は、市税26%をはじめ、地方交付税28%、国庫・県支出金22%になっています。

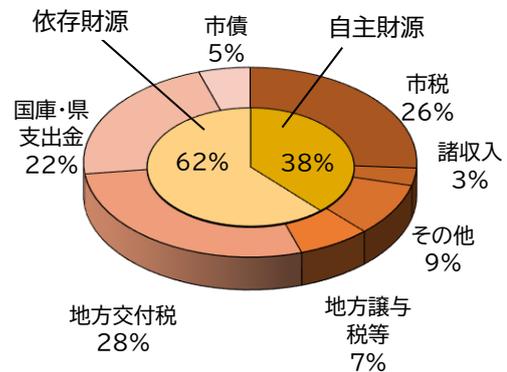
歳入の根幹をなす市税は、給与所得者数や給与所得が増加したものの、定額減税などにより、市税全体で前年度比4.7億円の減となりました。また、国庫・県支出金については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025に係る県補助金の増加や農業経営支援に係る県補助金の増加などによって、前年度比6.8億円の増となりました。令和6年度の自主財源の割合は前年度比2.2ポイント減少し、38%と低い水準にあります。一方、依存財源である地方交付税は28%を占めており、市税と同程度の構成割合となっています。

普通交付税は今後、人口減少等による減少が見込まれることから、交付税に依存しない自立した財政運営が求められています。

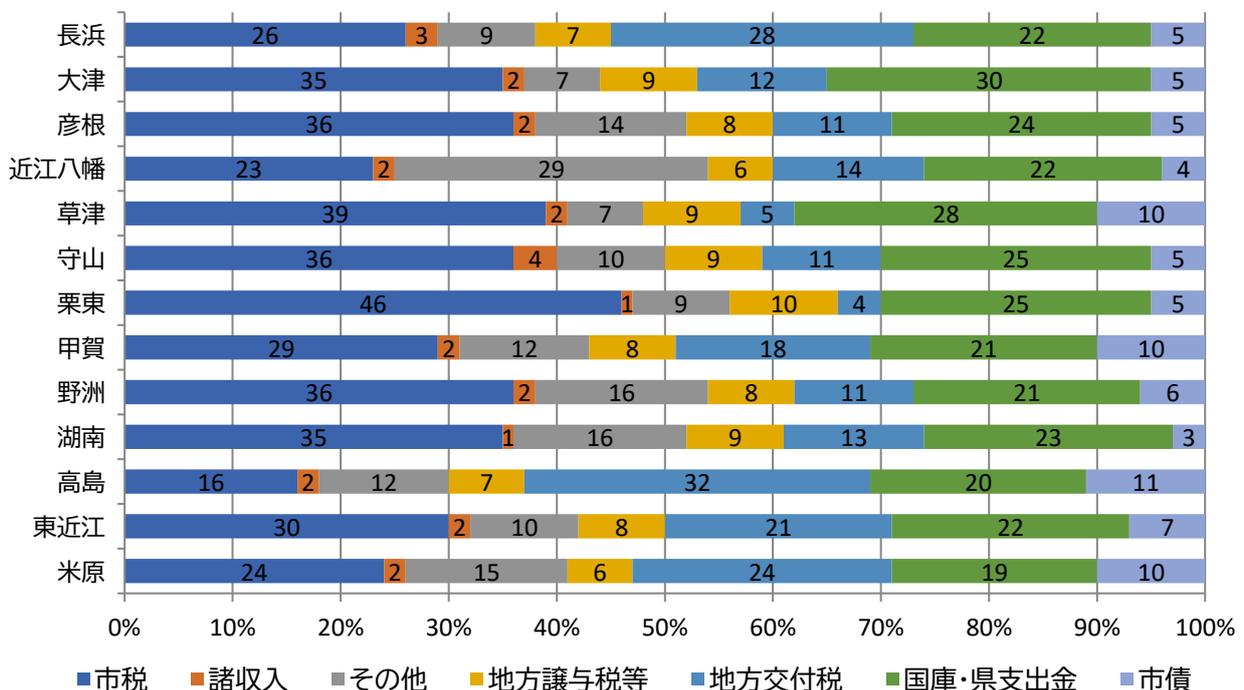
(単位：百万円)

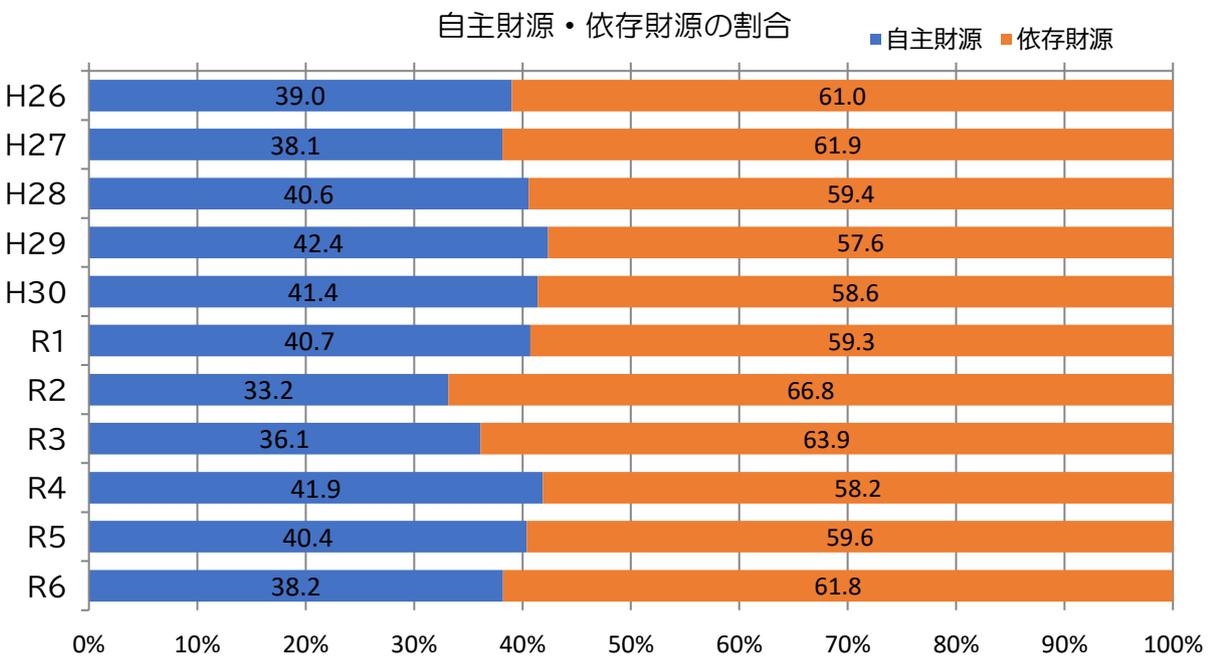
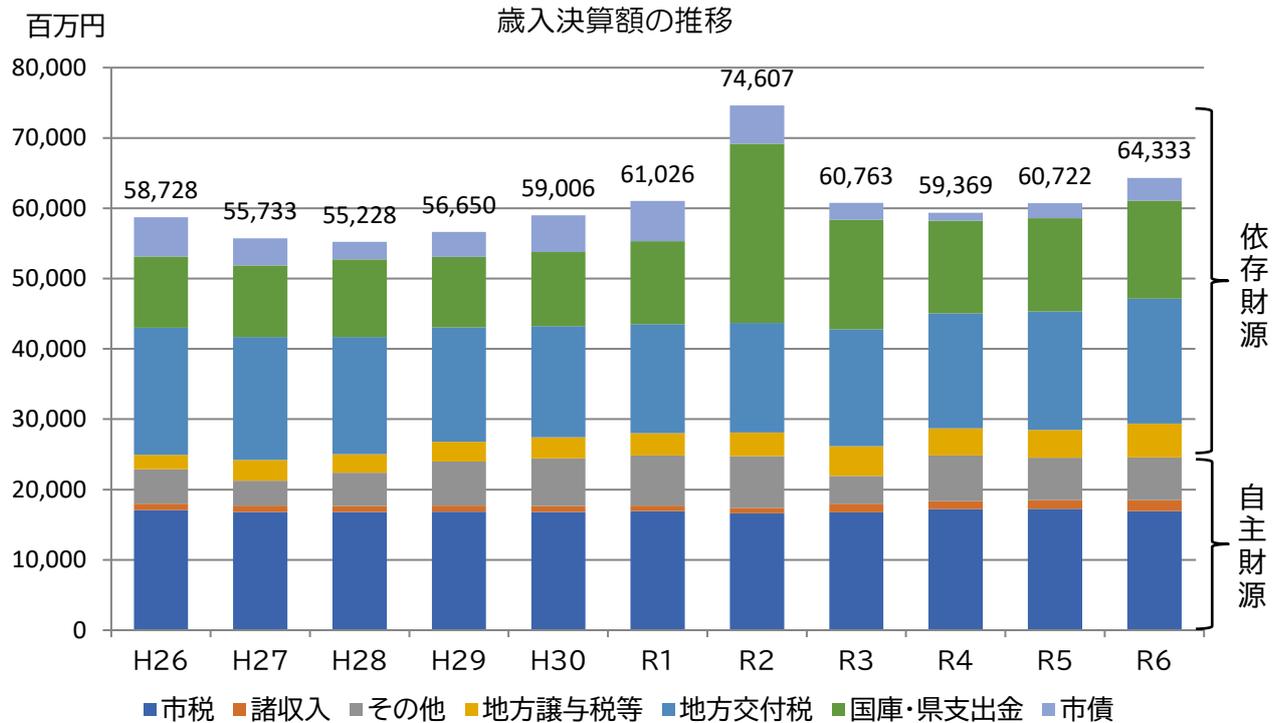
区分	H26	R1	R6
市税	17,095	16,935	16,934
諸収入	896	758	1,572
その他	4,910	7,159	6,074
地方譲与税等	2,031	3,191	4,820
地方交付税	18,062	15,462	17,724
国庫・県支出金	10,126	11,836	13,968
市債	5,608	5,686	3,241
歳入総額	58,728	61,026	64,333

令和6年度歳入構成割合



令和6年度歳入構成割合（県内他市比較）





用語解説

- | | | |
|------|----------|-----------------------------|
| 自主財源 | ○市税 | 市民の皆さんに納めていただく市民税や固定資産税など |
| | ○諸収入 | 市が受託した事業の収入や預金利子など |
| | ○その他 | 前年度の繰越金、施設等の使用料、各種手数料、寄附金など |
| 依存財源 | ○地方譲与税等 | 国税の一部が用途を決めて地方公共団体に配分されるお金 |
| | ○地方交付税 | 国税の一部が用途を決めずに地方公共団体に配分されるお金 |
| | ○国庫・県支出金 | 特定の目的の財源として、国や県から交付されるお金 |
| | ○市債 | 市が国や金融機関などから借り入れるお金 |

- 自主財源 市税や使用料のように市が自ら決定し、収入されるお金
- 依存財源 国や県から定められた額を交付される収入

2 市税

- 市税の収入は、自主財源の根幹となる重要な財源です。
- 市民一人あたりの市税収入額は、県内市平均より低い水準にあります。

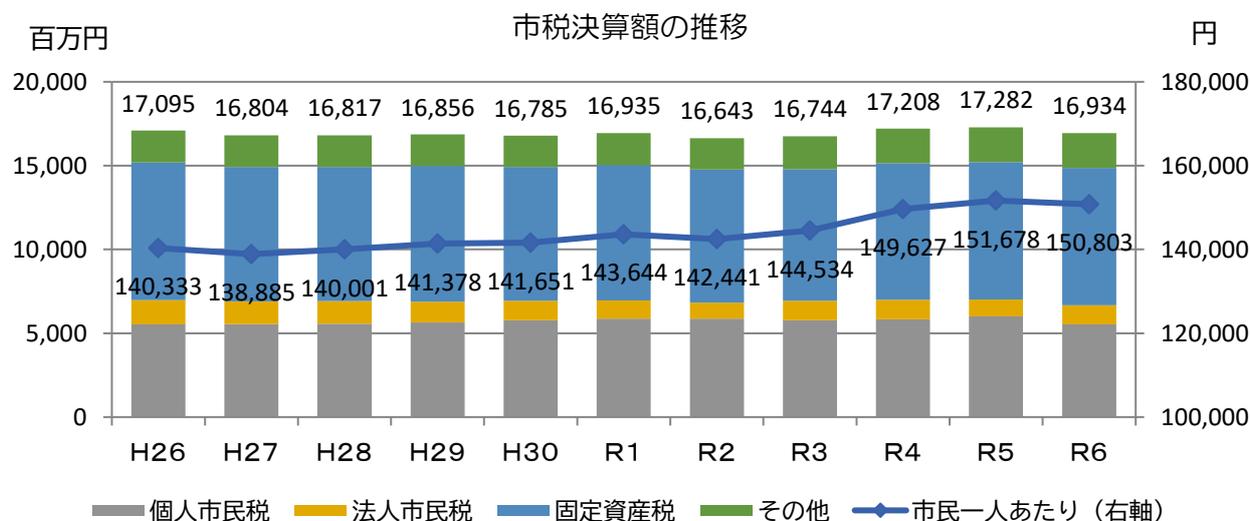
市税の種類としては、個人市民税、法人市民税、固定資産税のほか、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税があります。

令和6年度の市税収入は169.3億円で、前年度比3.5億円の減となりました。

前年度からの減少額が大きなものを見ると、法人市民税は、一部企業の増収により1.3億円増加した一方で、個人市民税は給与所得者数や給与所得が増加したものの、定額減税などにより4.7億円減少しました。また、固定資産税は償却資産が増加したものの、評価替えに伴う家屋の評価額の減などにより0.1億円減少しました。

(単位：百万円)

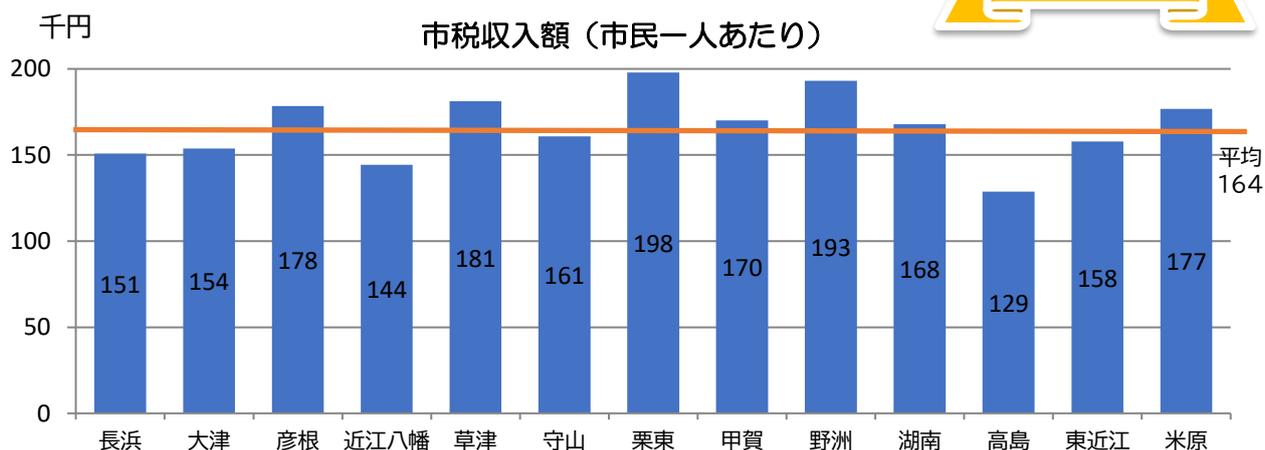
区分	H26	R1	R6
個人市民税	5,530	5,869	5,537
法人市民税	1,444	1,098	1,139
固定資産税	8,221	8,070	8,182
その他市税	1,900	1,898	2,076
市税総額	17,095	16,935	16,934
一人あたり(円)	140,333	143,644	150,803



3 県内他市との比較 (市税収入額)

長浜市の市民一人あたりの市税収入額は、15万1千円となっており、低い方から3番目となっています。

(県内他市中順位)
低い方から
3番目



4 地方交付税

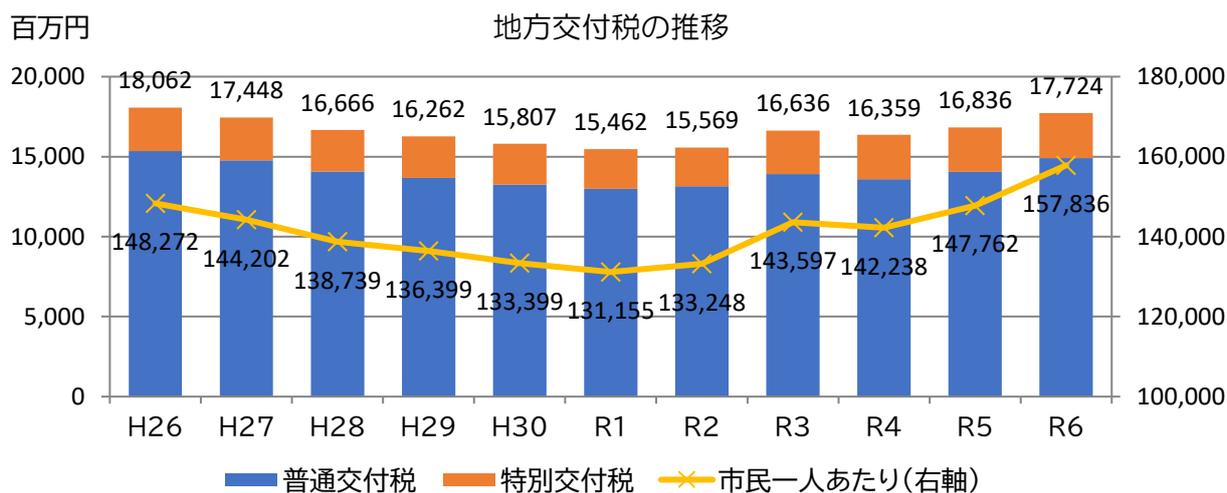
○地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に区分されます。
 ○地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスを提供できるようにするものです。

長浜市の令和6年度の地方交付税額は177.2億円で、前年度比8.9億円増加しました。

令和6年度には臨時的な追加交付が増加したことや国が臨時財政対策債の発行を抑制したことなどにより増加しましたが、今後は、人口減少等により減少が見込まれます。

(単位：百万円)

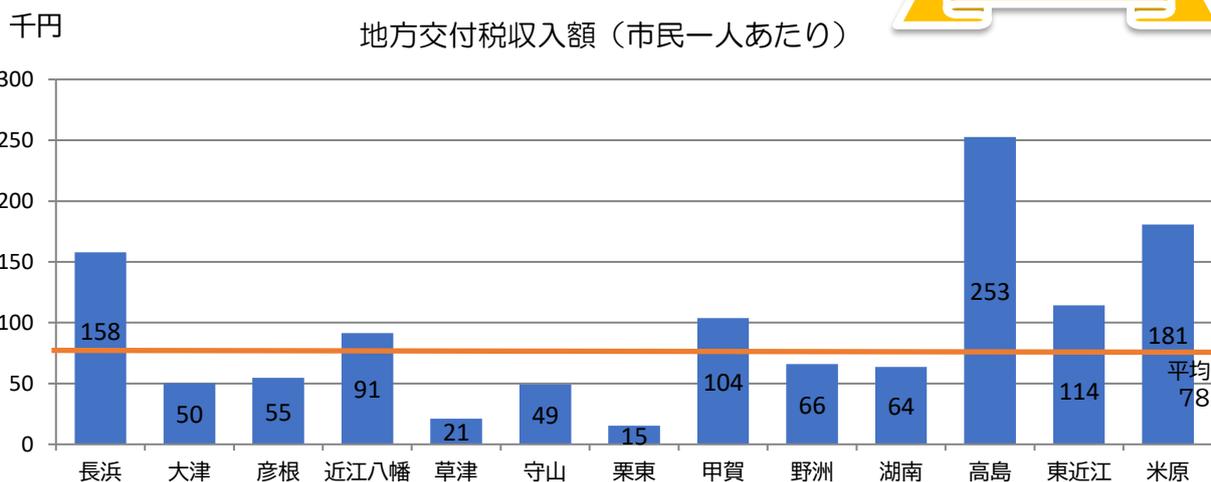
区分	H26	R1	R6
普通交付税	15,348	12,992	14,908
特別交付税	2,714	2,470	2,816
交付税総額	18,062	15,462	17,724
一人あたり(円)	148,272	131,155	157,836



5 県内他市との比較 (地方交付税)

長浜市の市民一人あたりの地方交付税収入額は、令和6年度で15万8千円となり、高い方から3番目です。交付税制度では、市税収入が多い自治体ほど地方交付税収入は少なくなります。

(県内他市中順位)
 高い方から
3番目



Ⅲ 歳出の状況

1 目的別経費

- 歳出を目的別に分類すると、市の予算がどの分野にどれだけ配分されているかがわかります。
- 令和6年度は、民生費の割合が高くなっています。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費などに分けられます。

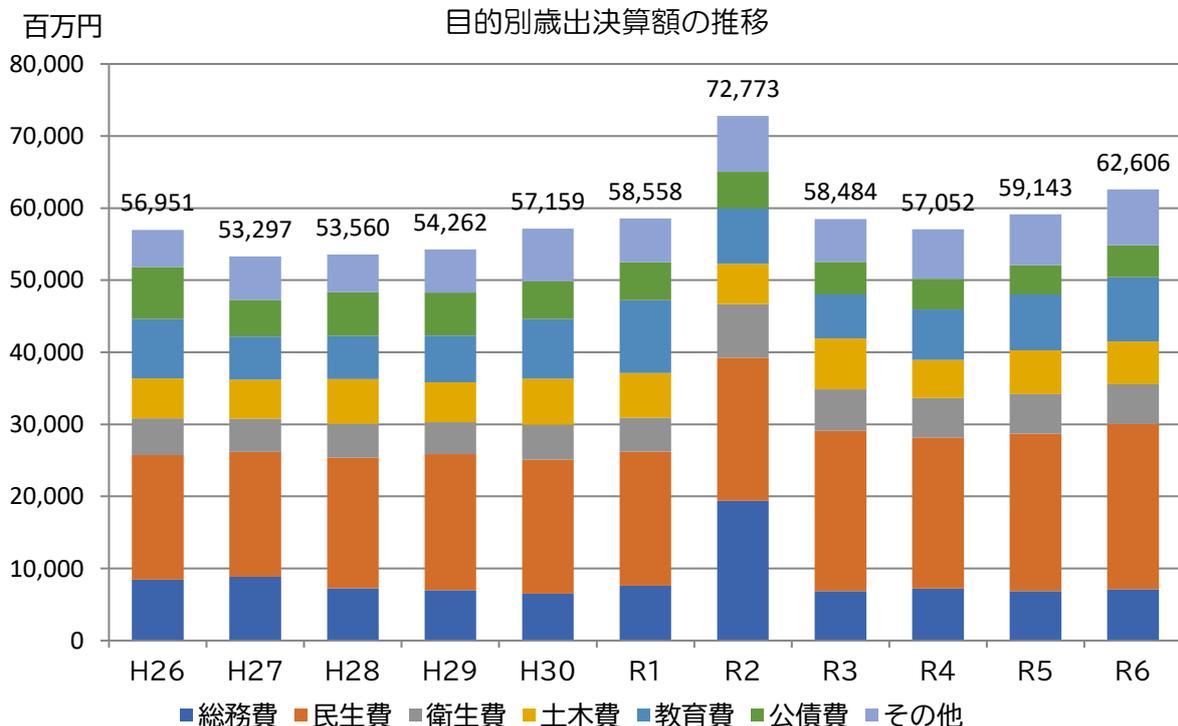
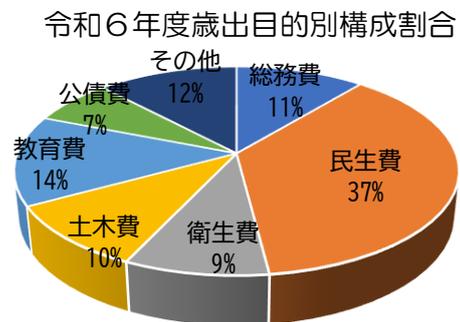
長浜市における令和6年度歳出決算額は626.1億円で、その目的別構成割合は、民生費37%、教育費14%、総務費11%の順になっています。

令和6年度は、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業の実施や、しょうがい者自立支援給付及び児童手当支給額の増加により、民生費が10.9億円増加しました。

また、神照小学校及び湖北中学校の長寿命化工事、市民庭球場改修工事等により、教育費が10.9億円増加しました。

(単位：百万円)

区分	H26	R1	R6
総務費	8,469	7,607	7,134
民生費	17,286	18,620	22,921
衛生費	5,080	4,680	5,506
土木費	5,546	6,196	5,967
教育費	8,210	10,100	8,877
公債費	7,254	5,284	4,420
その他	5,106	6,070	7,781
歳出総額	56,951	58,558	62,606



2 性質別経費

- 歳出を性質別に分類すると、市の財政構造がわかります。
- 歳出総額の中では、義務的経費、投資的経費ともに増加しました。

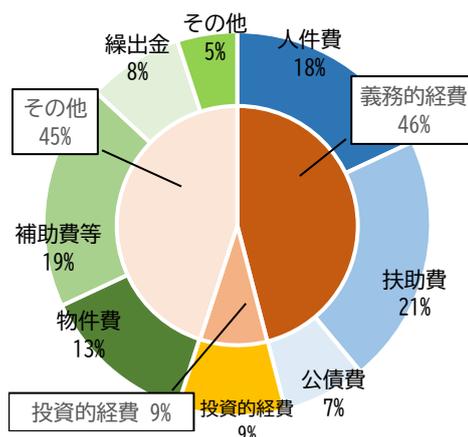
地方公共団体の経費は、その性質によって、義務的経費、投資的経費、その他の経費に大きく分けることができます。長浜市における性質別構成割合は、扶助費21%、補助費等19%、人件費18%の順になっています。

歳出性質別に前年度からの増減額が大きいものを見た場合、投資的経費は大型建設事業の実施などにより12.6億円増加し、扶助費は低所得者支援及び定額減税補足給付事業の実施や、しょうがい者自立支援給付及び児童手当支給額の増加などにより10.8億円増加しています。また、人件費は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始や、定年の継続的な引上げから、退職金が令和4年度決算並みになったことなどにより6.8億円増加しています。

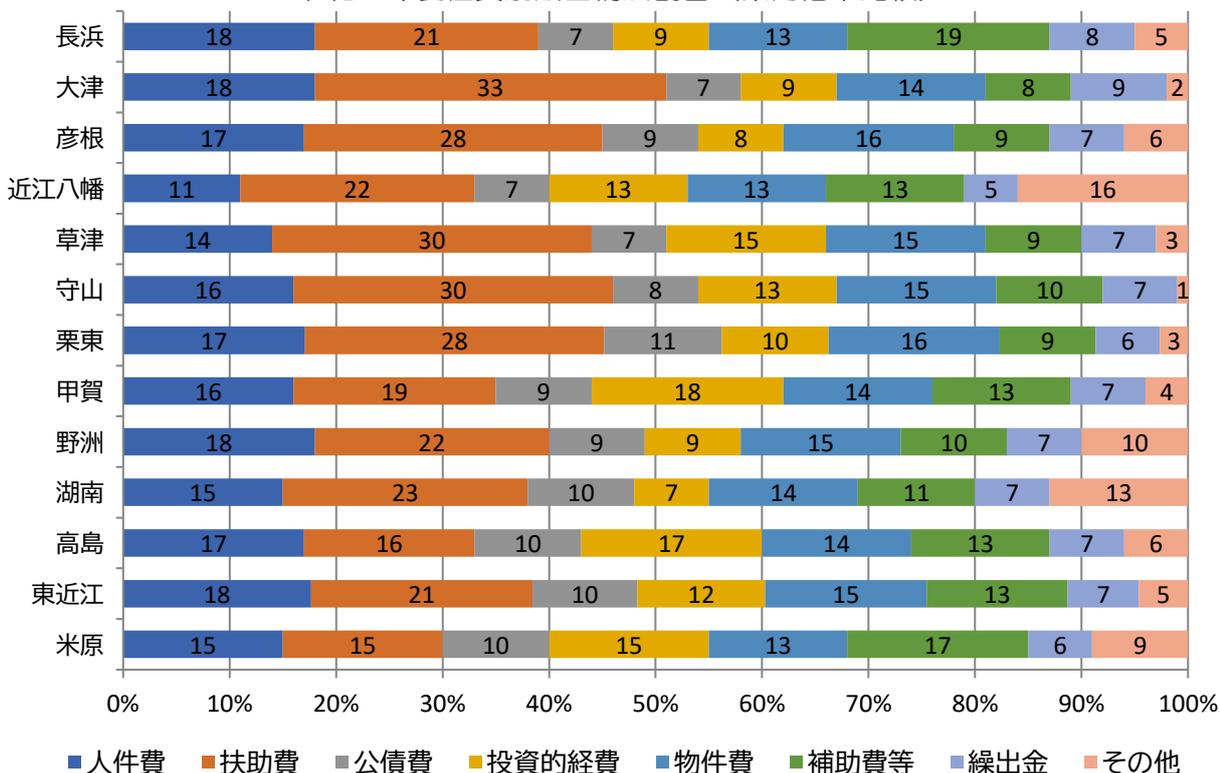
(単位：百万円)

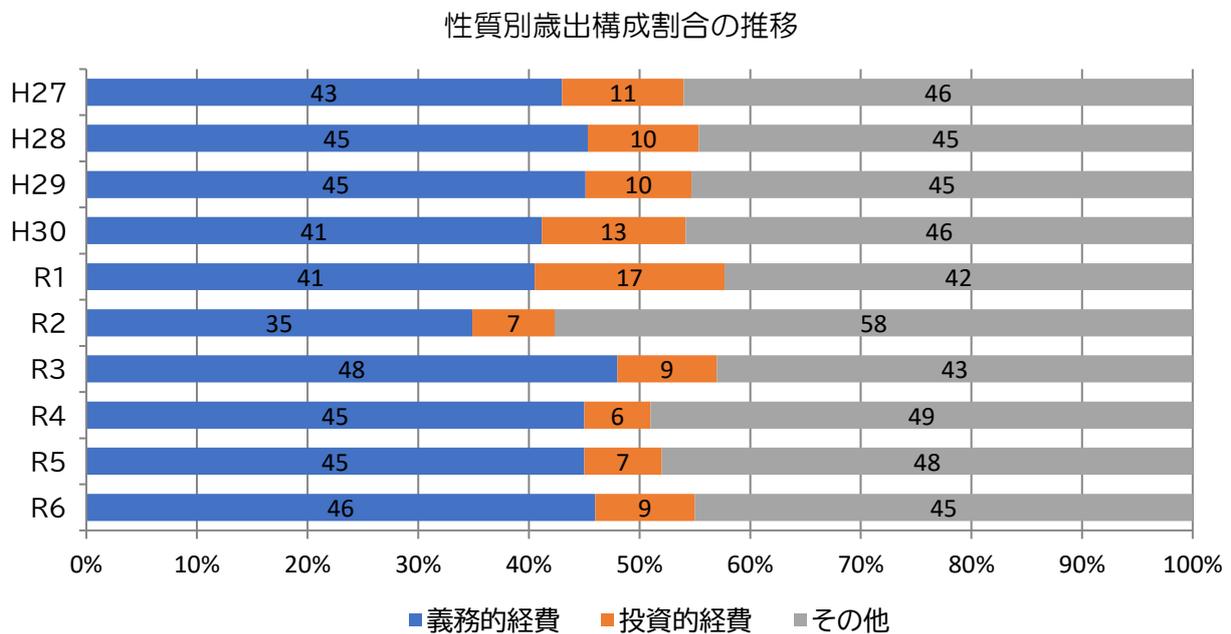
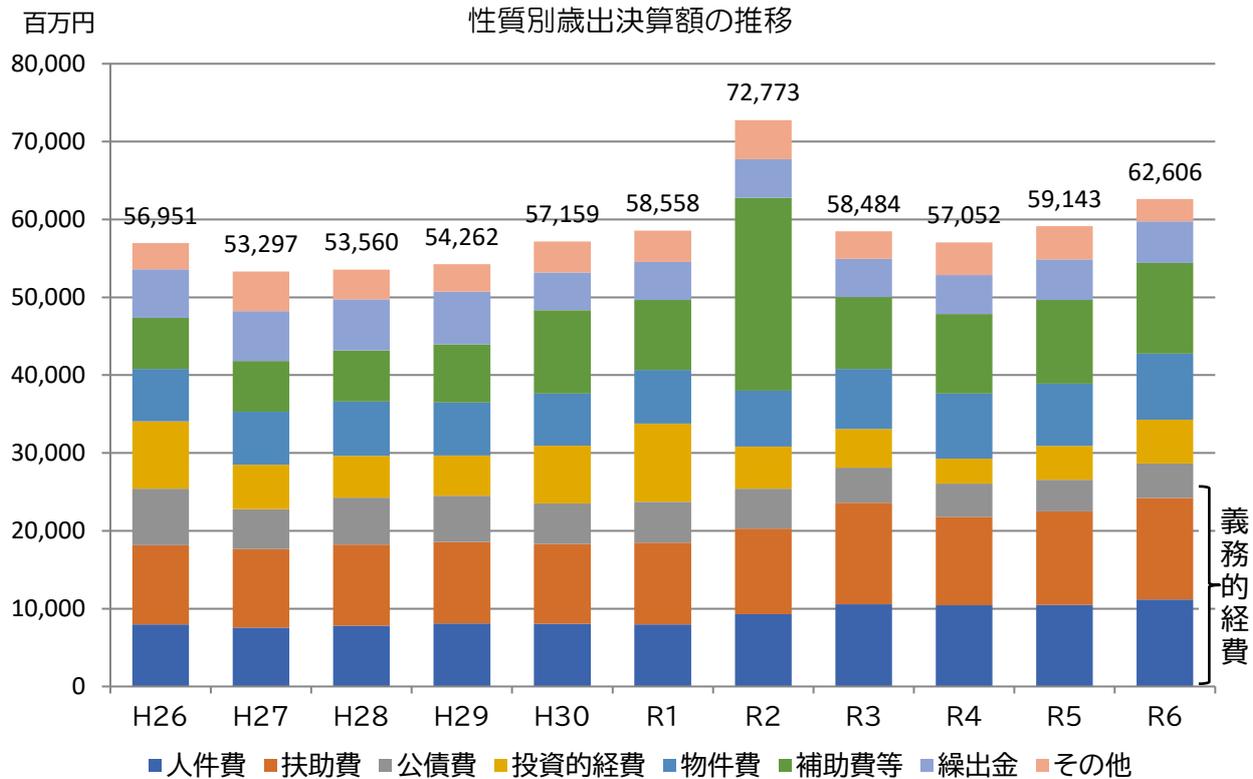
区分	H26	R1	R6
人件費	7,969	7,980	11,155
扶助費	10,169	10,497	13,082
公債費	7,254	5,260	4,420
投資的経費	8,669	10,041	5,628
物件費	6,753	6,901	8,472
補助費等	6,526	8,965	11,638
繰出金	6,244	4,883	5,349
その他	3,367	4,032	2,863
歳出総額	56,951	58,558	62,606

令和6年度歳出性質別構成割合



令和6年度性質別歳出構成割合（県内他市比較）





用語解説

- 義務的経費
- 人件費 職員の給与や市議会議員の報酬など人に係る経費
 - 扶助費 高齢者、しょうがいのある方、児童などを援助するための経費
 - 公債費 市が借り入れた市債（市の借金）の元金や利息の返済に要する経費
 - 投資的経費 施設の建設や道路の新設などの社会資本の整備に係る経費
 - 物件費 旅費、委託料などの消費的な経費
 - 補助費等 各種団体に対する補助金や交付金、一部事務組合への負担金等
 - 繰出金 特別会計に移動されて支出される経費
 - その他 維持補修費、積立金、貸付金など

3 人件費

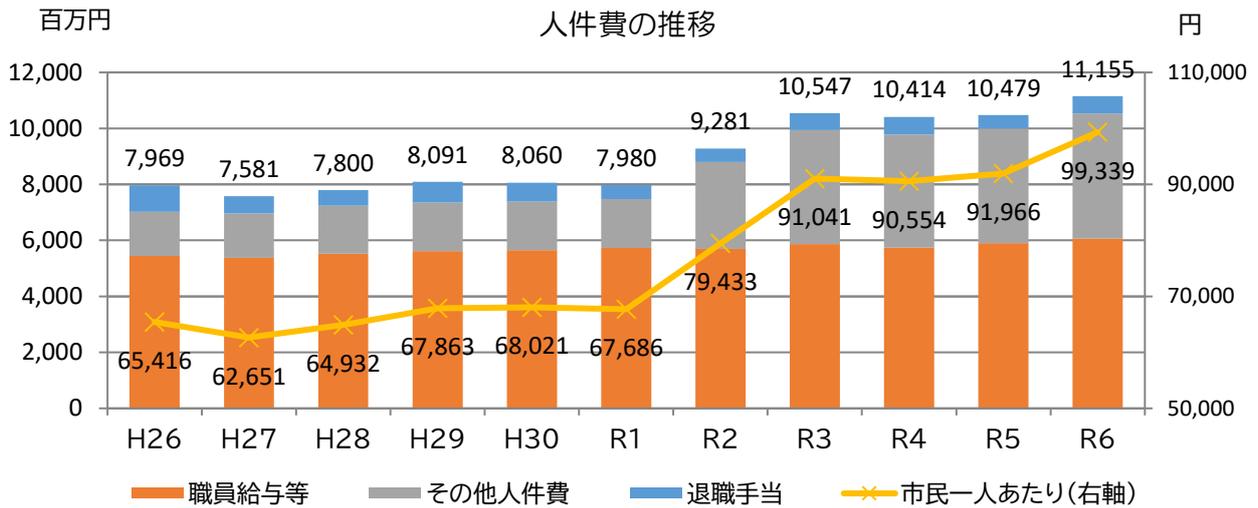
○会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始などにより、6.8億円の増となりました。
 ○引き続き、総人件費の縮減に努めていくこととしています。

人件費は、職員給、退職手当、委員報酬、議員報酬などから構成されています。本市における人件費の令和6年度決算額は111.6億円で、歳出に占める割合は18%となっています。

今後も、定員の適正な管理や給与制度の見直し等による総人件費の縮減に努めていきます。

(単位：百万円)

区分	H26	R1	R6
人件費	7,969	7,980	11,155
一人あたり(円)	65,416	67,686	99,339



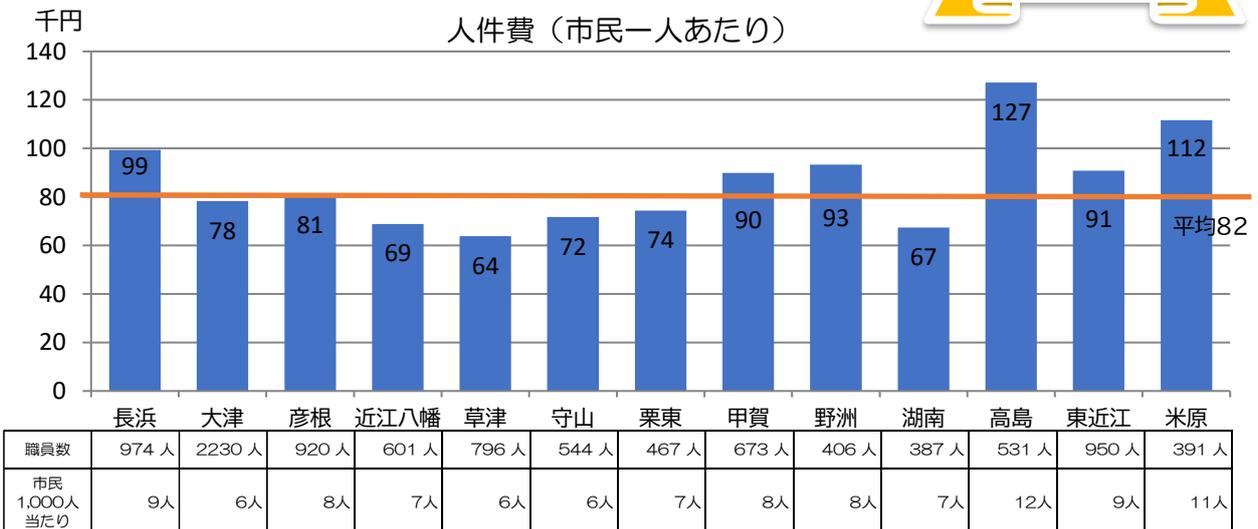
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
職員数	932	942	947	958	970	979	991	975	986	983	974

(単位：人)

4 県内他市との比較 (人件費)

長浜市の市民一人あたりの人件費は、令和6年度で9万9千円となっています。合併をした市は、概して人件費が高くなっており、人件費の適正化を図っていく必要があります。

(県内他市中順位)
高い方から
3番目



5 投資的経費

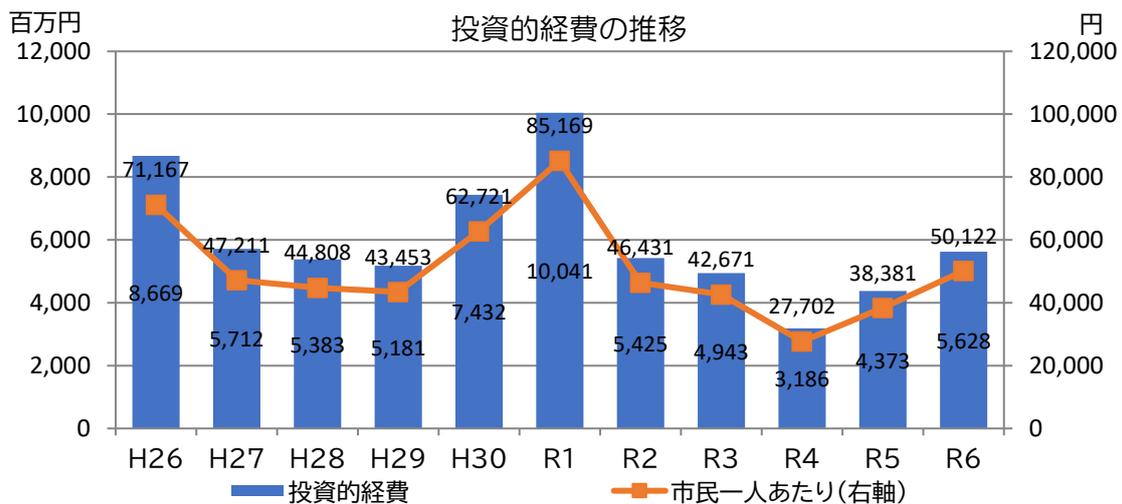
○投資的経費は、公共施設等の建設や災害復旧の費用です。
○大型建設事業の実施により、12.6億円の増となりました。

投資的経費は、公共施設、公用施設の建設に関する普通建設事業費、台風や地震等の災害による被害の復旧に関する災害復旧事業費などから構成されています。

本市における投資的経費の令和6年度決算額は56.3億円で、歳出に占める割合は9%となっています。このうち普通建設事業費は、令和6年度は神照小学校長寿命化改修事業（4.8億円）、湖北中学校長寿命化改修事業（3.5億円）や神田まちづくりセンター整備事業（4.8億円）、市民庭球場改修工事（3.1億円）などの実施により、14.8億円増加しました。

また、災害復旧事業費は、主に高時川流域に甚大な被害を及ぼした令和4年8月豪雨の復旧工事の完了により2.3億円減少となりました。

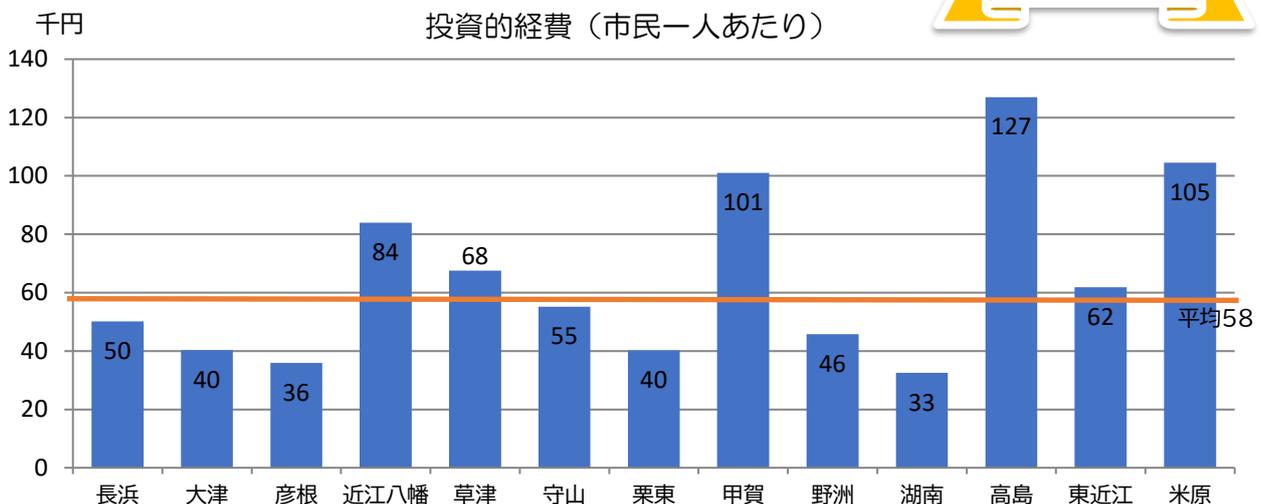
令和6年度の主な投資的経費（単位：千円）	
神照小学校長寿命化改修事業	476,461
湖北中学校長寿命化改修事業	347,471
神田まちづくりセンター整備事業	484,547
市民庭球場改修工事	307,139



6 県内他市との比較（投資的経費）

長浜市の市民一人あたりの投資的経費は、令和6年度で5万円です、低い方から6番目となっています。

(県内他市中順位)
低い方から
6番目



7 公債費

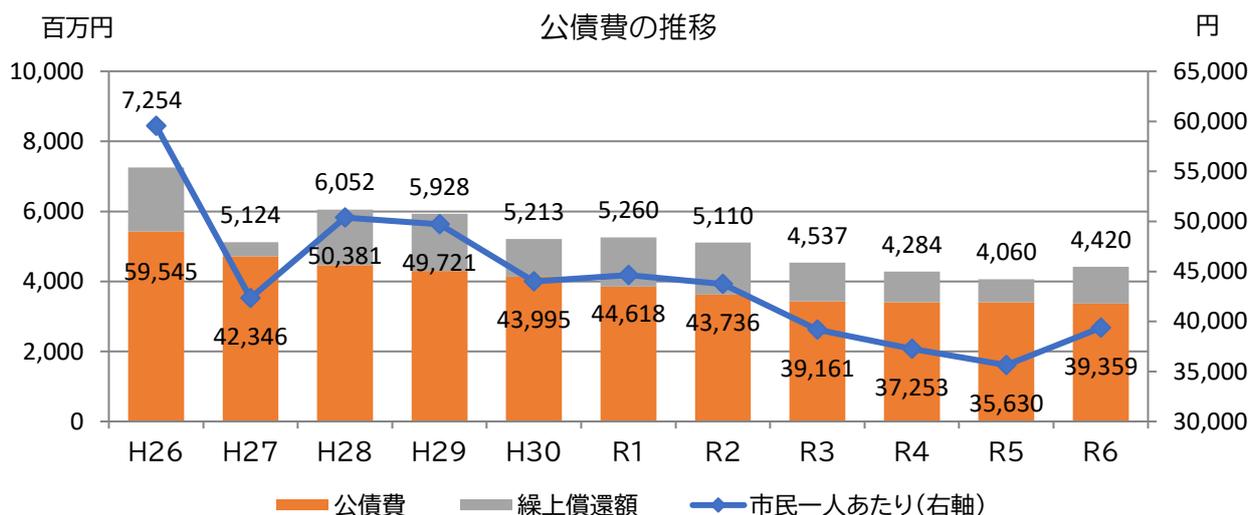
○公債費は、市債（市の借金）を返済する費用です。
 ○令和6年度についても、計画的な繰上償還の実施により、将来負担の軽減に努めることができました。

公債費は、公共施設の建設や道路の整備など、社会資本の整備に充てるために借り入れた市債（市の借金）を返済する費用のことです。
 長浜市では、これまで市債を有効かつ適正に活用することで、各種の社会資本を円滑に整備していますが、返済に係る将来の負担も考慮しなければなりません。

こうしたことから、令和6年度も引き続き10.5億円の計画的な繰上償還を行い、市債残高の抑制をはかることができ、将来負担の軽減に努めることができました。

(単位：百万円)

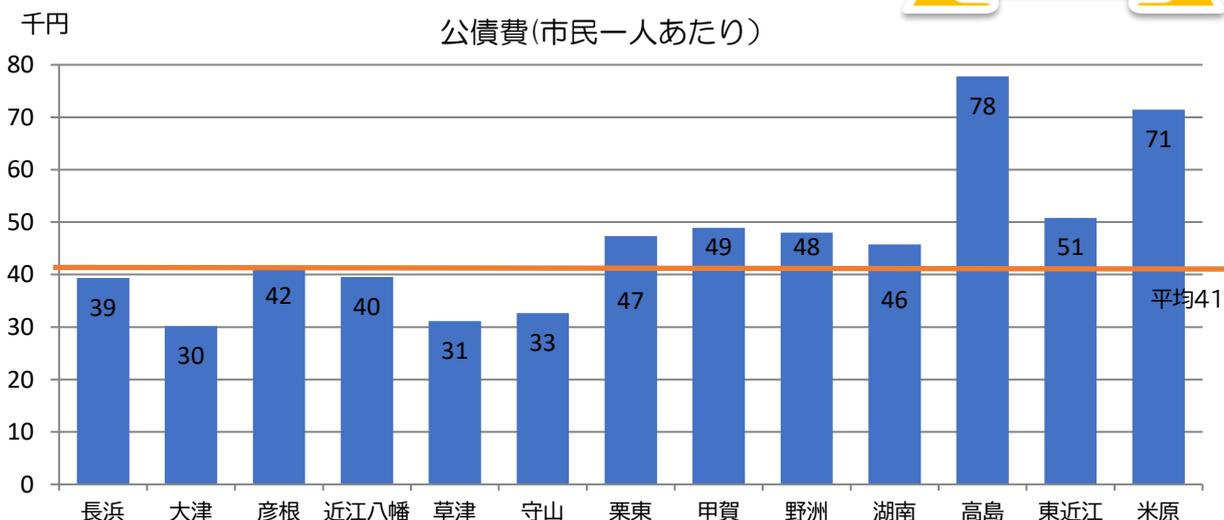
区分	H26	R1	R6
公債費	7,254	5,260	4,420
一人あたり(円)	59,545	44,618	39,359



8 県内他市との比較（公債費）

長浜市の市民一人あたりの公債費は、繰上償還の実施により令和6年度で3万9千円となっています。今後も市債残高を減少させるため、計画的な繰上償還を実施していきます。

(県内他市中順位)
 低い方から
4番目



IV 市債の状況

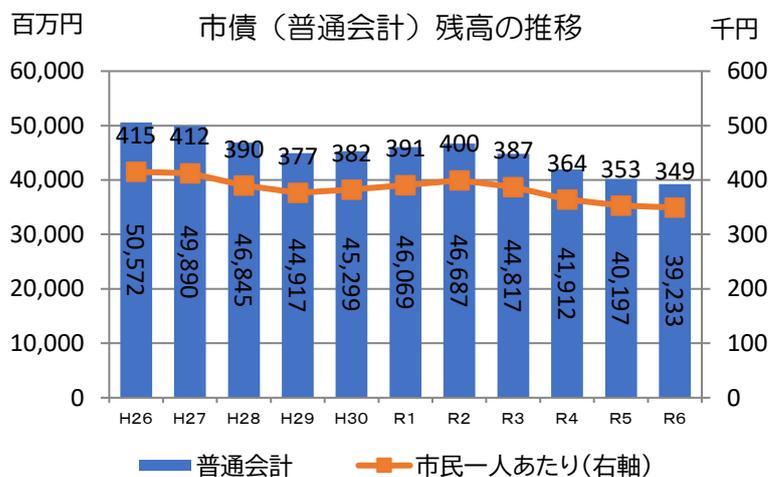
1 市債残高

○市債＝市の借金（ローン）です。
○公共施設などの整備を進める一方で、将来の返済を考えた適正な管理が必要です。

市債は、一般家庭で言えば借金（ローン）に当たり、この市債を発行することを起債と言います。

公共施設を建設する場合などは多額の費用を必要とするので、市債により借入れを行います。これには、財源を補う目的のほかに、公共施設は現在だけでなく将来の世代も利用するものなので、将来世代にも広く負担してもらい、世代間の公平性を図るという意味もあります。

普通会計の市債残高は、合併後のまちづくりに係る大型建設事業の終了に伴い、令和2年度以降減少しており、令和6年度も、消防庁舎移転統合整備事業に係る湖北地域消防組合への負担金や神田まちづくりセンター整備事業の財源などに市債を活用しましたが、償還の進捗等により減少しました。引き続き、計画的な繰上償還等を進めることで市債残高の削減に努め、健全財政の維持に努めます。



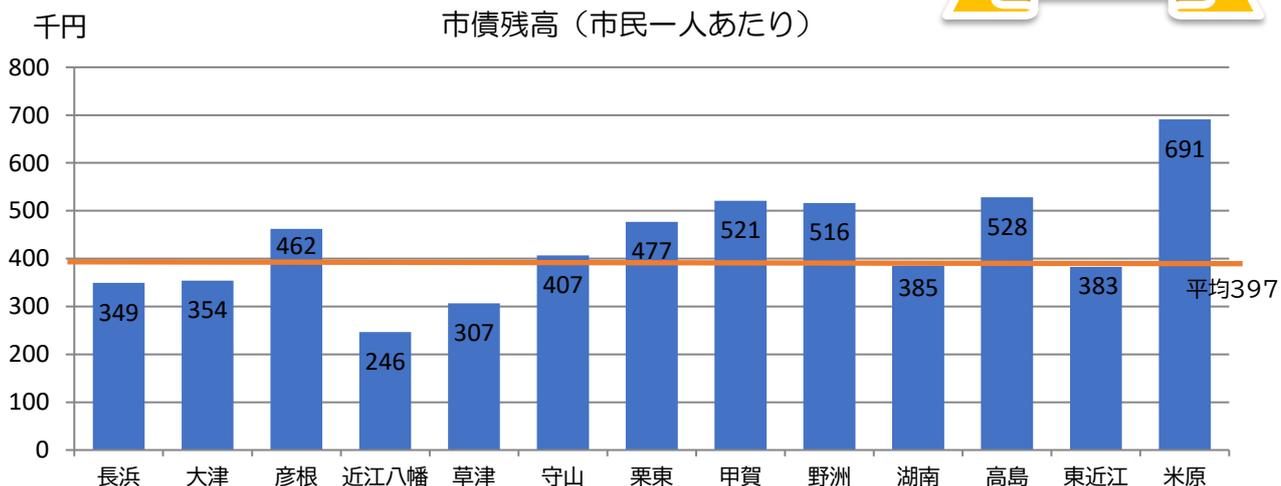
(単位：百万円)

区分	R6
普通会計	39,233
公共下水道会計	30,899
病院会計	9,722
その他	2,846
計	82,700

2 県内他市との比較（市債残高）

長浜市の市民一人あたりの普通会計の市債残高は、令和6年度で34万9千円で、県内他市の中では3番目に低くなっています。

(県内他市中順位)
低い方から
3番目



V 債務負担行為額の状況

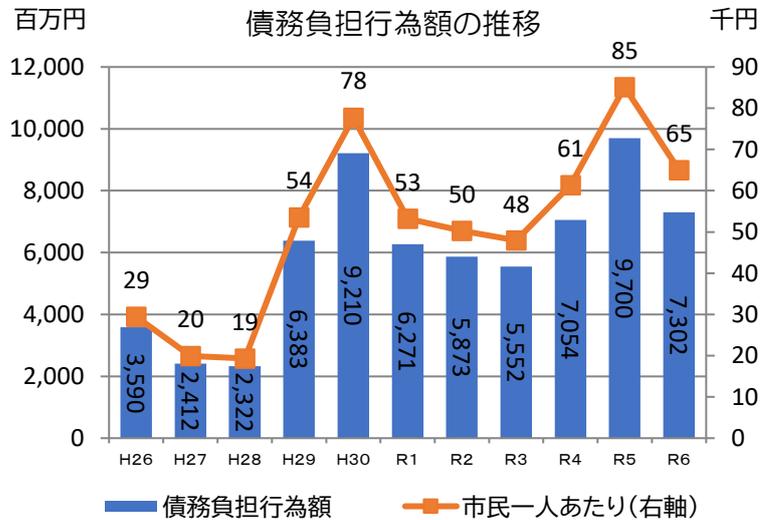
1 債務負担行為額

- 債務負担行為額とは、将来の支出を約束した経費のことです。
- 債務負担行為額の増加は、将来の長浜市の財政運営に大きく影響します。

地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。工事を行う場合、この一会計年度内に契約をして、工事を終え検査を済ませることが原則です。しかし実際には、一会計年度内に終わらない工事もありますし、長期にわたる資産形成を行う場合もあります。

このようなときに、翌年度以降に地方公共団体の支出を義務づける行為を、債務負担行為と言います。

長浜市における債務負担行為額は、令和6年度で73.0億円となっています。

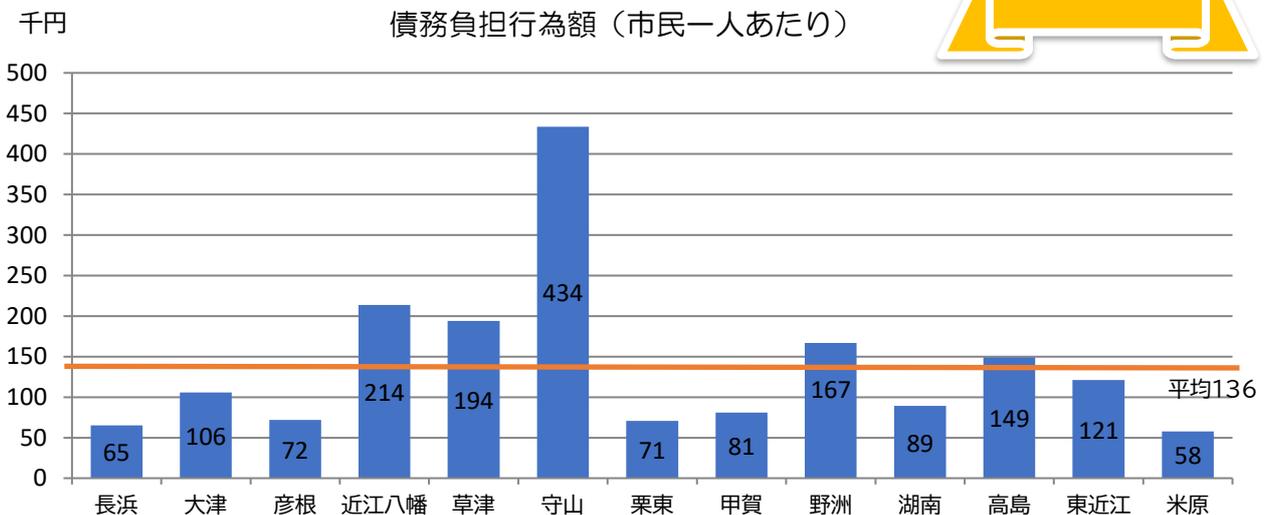


令和6年度 債務負担行為額の内訳 (単位：千円)			
社会福祉・医療	508,391	土地改良	0
商工・観光	95,158	都市計画	311,413
教育・文化	4,512,759	防災	92,840
その他	1,781,430		

2 県内他市との比較 (債務負担行為額)

長浜市の市民一人あたりの債務負担行為額は、令和6年度で6万5千円で、県内他市の中では2番目に低くなっています。

(県内他市中順位)
低い方から
2番目



VI 基金の状況

1 基金残高

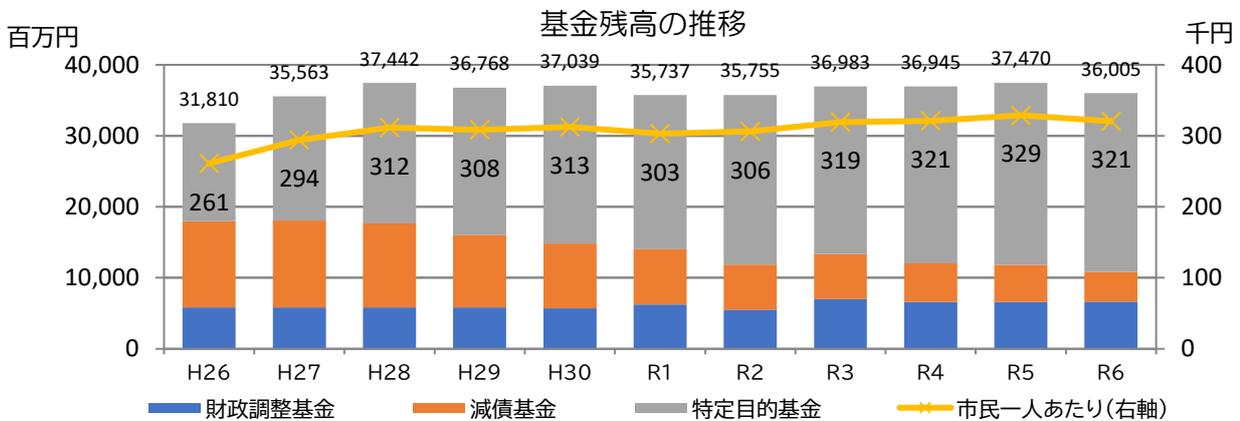
- 基金＝市の預金です。
- 備えあれば憂いなし。大規模災害への備えのほか、将来の公共施設等の改修やまちづくりのために、基金を積み立てておくことが大切です。

基金は、一般家庭の預金に当たるもので、年度間の財源調整を図るための「財政調整基金」、市債（市の借金）の償還に備えるための「減債基金」、特定の事業（地域福祉、教育環境の整備や産業振興など）に充てるための「特定目的基金」の3種類があります。

安定的な財政運営を進めるためには、特に財政調整基金（家庭で言えば、いつでも自由に使える普通預金）を確保する必要があります。長浜市における令和6年度末の基金残高は、360.1億円となり、義務的経費の増加、物価上昇の影響などによる財源不足の拡大を、基金の繰入れによって補う必要があったことから令和6年度は減少に転じました。

（単位：百万円）

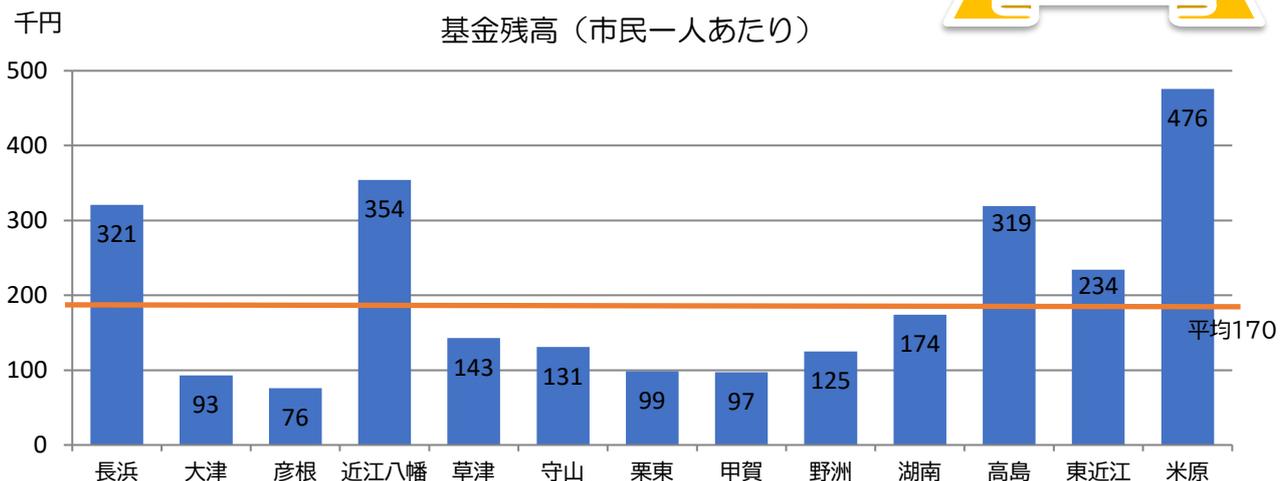
区分	H26	R1	R6
財政調整基金	5,836	6,249	6,650
減債基金	12,134	7,779	4,183
特定目的基金	13,839	21,709	25,172
計	31,810	35,737	36,005



2 県内他市との比較（基金残高）

長浜市の市民一人あたりの基金残高は、令和6年度で32万1千円で、県内他市の中では、3番目に高くなっています。

（県内他市中順位）
高い方から
3番目



VII 主な財政指数

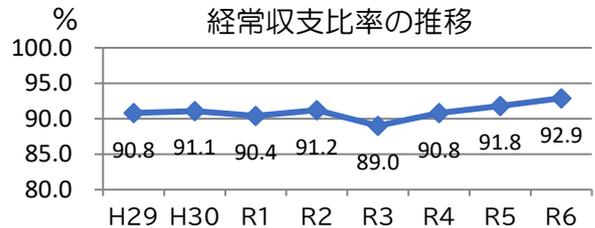
1 経常収支比率

地方公共団体の財政にどれだけ自由に使えるお金があるのかを示す指標

経常的な経費（人件費・扶助費・公債費など）に対して、経常的な一般財源（市税・地方交付税など）をどれだけ充てているかを表しており、一般的には70～80%が望ましいとされていますが、全国の自治体で上昇傾向にあります。

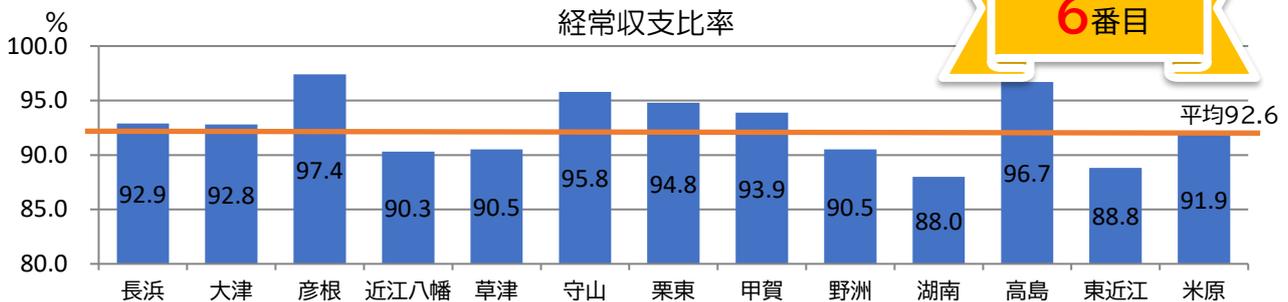
この比率は、財政構造の弾力性を測るのに用いられ、数値が高いほど、他の政策的に使える財源に余裕がない状態を表しています。

令和6年度決算では、92.9%となり上昇傾向にあります。



2 県内他市との比較（経常収支比率）

長浜市の令和6年度の経常収支比率は、県内他市の中では6番目に高く、県内市平均並みとなっています。



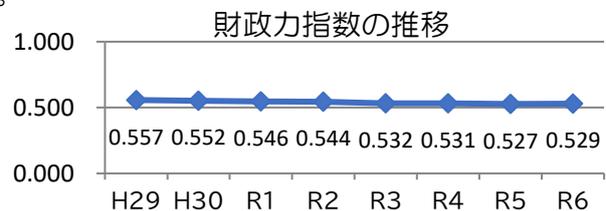
3 財政力指数

標準以上の行政サービスを提供できる余裕財源があるのかを示す指標

基準財政収入額（地方公共団体の標準的な一般財源収入額として算定した額）を基準財政需要額（地方公共団体が標準的な行政サービスを行うために用意しなければならない財源）で割った数値で、過去3年間の平均値を用います。

この指数が1を超える団体は、普通交付税の交付を受けていない財政力の豊かな団体であるといえます。

令和6年度決算では、0.529となっています。



4 県内他市との比較（財政力指数）

長浜市の令和6年度の財政力指数は、県内他市の中では3番目に低く、県内市平均を下回っています。



VIII 健全化判断比率・資金不足比率

1 地方公共団体財政健全化法

- 市は、毎年度、健全化判断比率等を公表する必要があります。
- 健全化判断比率が一定以上悪化した場合は、財政健全化計画・財政再生計画の策定等が義務付けられています。

平成19年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）と公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

また、健全化判断比率が一定以上悪化した場合は、財政健全化計画・財政再生計画（資金不足比率の場合は経営健全化計画）の策定が義務付けられ、財政の早期健全化や再生についての制度が整備されました。

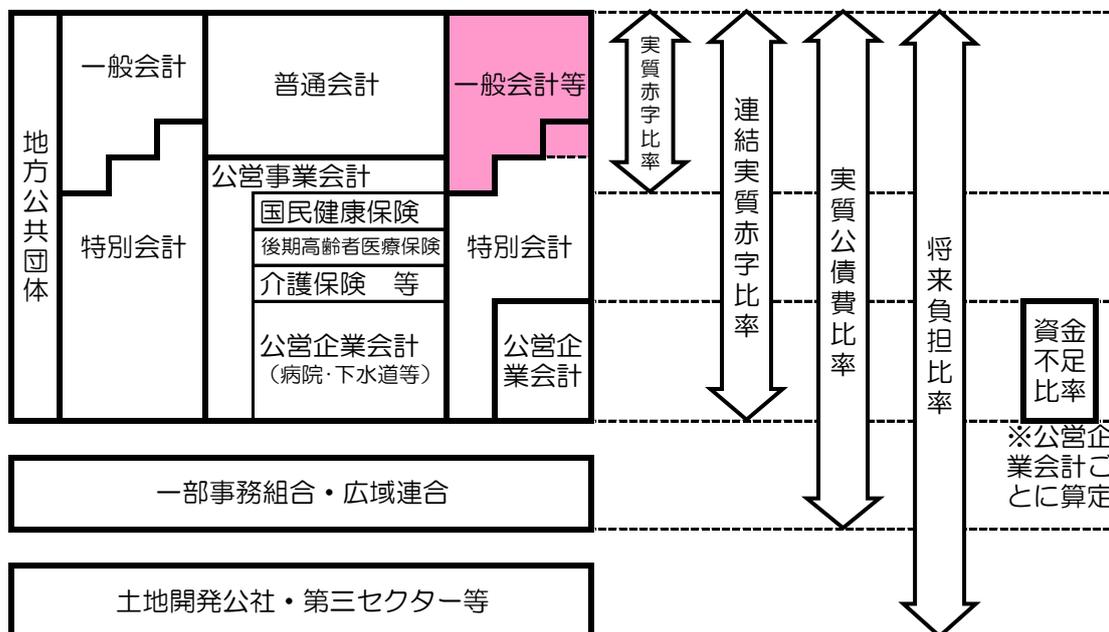
以下では財政健全化法に基づき、令和6年度決算を用いて算定した健全化判断比率・資金不足比率について、紹介していきます。

2 対象とする範囲

- 実質公債費比率や将来負担比率は、地方公共団体以外の団体における債務に対する負担も算定します。
- 今後、総合的な財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

健全化判断比率の対象となる範囲は、下図のとおりです。

実質公債費比率や将来負担比率は、一部事務組合や地方公社・第三セクター等への債務についても算定基礎に含まれることから、今後は、これらを含めた総合的な財政の健全化に取り組んでいく必要があります。



3 実質赤字比率

○福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標

地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則ですが、歳入が歳出に不足すると赤字が発生します。これを解消できないと翌年度に繰り越されますが、翌年度においてもその分の赤字が解消できないと更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。この赤字の程度を示すのが「実質赤字比率」です。

令和6年度実質赤字比率

-
(実質赤字なし)

早期健全化基準	11.59
財政再生基準	20.00

4 連結実質赤字比率

○全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示す指標

地方公共団体の会計は、一般会計や特別会計のように、複数の会計に分かれています。しかし、会計が分かれていても地方公共団体としての法人は一つですから、ある会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、全体としては、財政状況がいいとは言えません。そこで、それぞれの会計の赤字と黒字を合算して、その団体全体の赤字の程度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

令和6年度連結実質赤字比率

-
(連結実質赤字なし)

早期健全化基準	16.59
財政再生基準	30.00

5 実質公債費比率

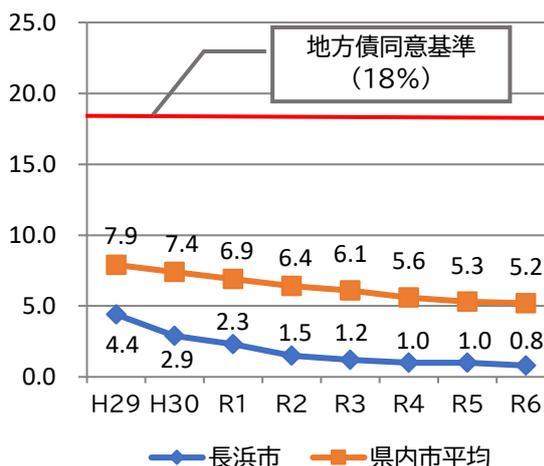
○借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、地方公共団体における公債費等による財政負担の度合いを判断する指標
○起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる指標

一般会計等の公債費は、当然、一般会計等の義務的な負担になりますが、公営企業等他の会計の公債費に対して一般会計等から繰り出す経費や、一部事務組合等により整備した施設に係る負担金なども一般会計等の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出して指標化したものが「実質公債費比率」です。

令和5年度	1.0
令和6年度	0.8
早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

実質公債費比率



6 将来負担比率

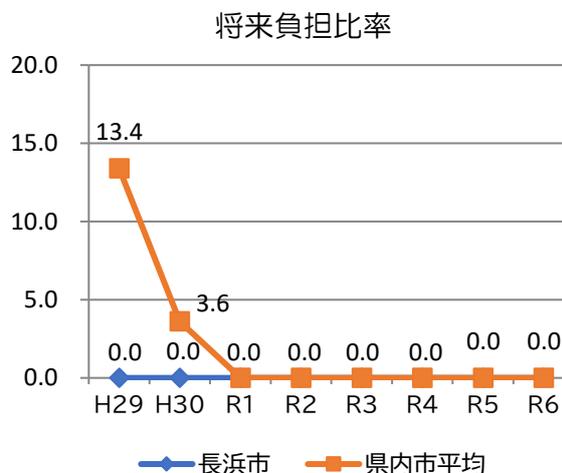
○地方公共団体の地方債や債務負担行為などの現時点で残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標

地方公共団体が将来支払っていく負債には、一般会計等の地方債残高のほか、債務負担行為や公営企業等の会計の地方債残高のうち一般会計等が負担するもの、あるいは、一部事務組合等により整備した施設に係る地方債のうち、その団体の負担分などがあります。

また、土地開発公社や第三セクター等の負債のうち、地方公共団体がその損失の補償をする契約をしているものについても、公社等の経営状況によっては、将来負担しなくてはならないことがあります。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来負担の程度を指標化したものが「将来負担比率」です。

なお、この将来の負担額の計算にあたっては、将来負担額に充てることができる基金などは、控除することとしています。



令和5年度	-
令和6年度	-
早期健全化基準	350.0

7 資金不足比率

○公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す指標

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足規模で表したのが資金不足比率です。この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなり、公営企業として経営状況に問題があることとなります。

なお、資金不足額を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしています。

令和6年度	資金不足比率
病院事業	-
公共下水道事業	-
農業集落排水事業	-
経営健全化基準	20



- 長浜市の健全化判断比率・資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていますが、財政運営上問題がないということではありません。
- このため、現下の厳しい財政状況を踏まえ、行政改革を推進するなど、引き続き、効率的で持続可能な財政への転換を図っていくことが必要です。



長浜市
NAGAHAMA